



Title	清華簡『尚書』文体考
Author(s)	小沢, 賢二
Citation	中国研究集刊. 2011, 53, p. 291-315
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60928
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

清華簡『尚書』文体考

小沢賢二

一、問題の提起

二〇〇八年七月十五日に香港より清華大学に搬入された少数断片を含む二三八枚の竹簡群は清華簡と簡称され、その一部が『清華大学蔵戦国竹簡(壹)』(二〇一〇年十二月 中西書局)として公刊された。該書に収録されているのは、「尹至」・「尹誥」・「程廔」・「保訓」・「耆夜」・「金縢」・「皇門」・「祭公」・「楚居」の九篇である。

当初、李学勤(清華大学出土文献研究与保護中心主任)は、このうちの「尹至」・「尹誥」・「金縢」を『尚書』「周書」に比定すると共に、「保訓」・「耆夜」を『尚書』「周書」に類似する史料と看做し、併せて「程廔」・「皇門」・「祭公」を伝世本『逸周書』と同一の系統と解釈していた。だが、後に「楚居」を除く八篇を『尚書』と解釈し直した(二〇一一年四月十三日付、CCTV「破訳清華

簡)。

章学誠は「六経皆史」(『文史通義』)と述べたが、先王の言行録である『書』が、墨家によって『尚書』として尚古された理由はこの出自来源が周王朝に永く伝世していた言行録であったという前提に立っているからである。

韓愈は今文系『尚書』を評して、「周誥殷盤、佶屈聱牙」(『進学解』)とその難解さを述べ、その原因として長句・短句の中に特殊な古語が錯雑していると述べている。だが、この特殊な古語こそ、実は公文書に使用される成語や定型句にほかならない。今文系『尚書』は言行録の体裁をとるが、公文書の基本原理に立脚しているため、実質的には公文書の文体によって構成されている。そのため、王が臣下に下達(下命)した言行であるのか、臣下が王に上申(上奏)した言行であるかの違いによって、

文の形式とそこで使用される用語は大きく異なってくる。今文系『尚書』は処罰規定を伴う王の命令を臣下あるいは敵国の民衆に下達する下行文書を多く含んでいる。これが今文系『尚書』の權威を高めているといっても過言ではなく、この場合、長句・短句の中へ定型句が四段階に配置されている。ところが、偽孔伝本(『偽古文尚書』)は公文書の基本原理をわきまえていないために、今文系『尚書』のような規則性は認められない。

本稿は、公文書の基本原理から『尚書』の形式的な特性を繙いた上で、清華簡の文体に関して分析を行う。

二、『尚書』に関する予備知識

『尚書』には伝説の堯舜を経て夏・商(殷)・周各王朝の帝王の言行が記載されている。一部には魯侯伯禽や春秋時代における秦穆公の言行も含んでおり、儒家の經典として夙に著名である。戦国時代に入っても『書』と称せられていたが、これに尚という名が冠せられたのは『墨子』「明鬼下」にある「尚書の夏書、その次は商・周の書」の記事をもって嚆矢とする。このことから『尚書』は儒家だけでなく、墨家も「先王之書」とし、先王の言行録と看做し尚んでいたことがわかる。

ところが、『尚書』は秦始皇帝の「挾書の律」によって一時亡佚の憂き目に遭い、秦の博士であった伏生(伏勝)がこれを壁に埋めておいたものの、漢代に掘り起こしたときには数十篇を失って二十八篇(後に泰誓篇を得て二十九篇となる)のみを得たとされる。周知の如く、これが当時の通行書体である今文(隸書体)で書き写されたので『今文尚書』と称せられた。その後、景帝の末年に孔子の旧宅の壁中から、今文に比べて十六篇多い『尚書』が発見されたが、古代の蝌蚪文字で書かれていたので『古文尚書』(壁中本)とよばれた。この『古文尚書』は前漢の武帝の時、孔安国が伝を施したものの西晋末に起こった永嘉の乱の時に失われてしまう。

けれども四世紀初めの東晋の頃になって、梅賾が孔安国伝と称する『古文尚書』五十八篇を朝廷に奉った。それは今文の二十八篇を三十三篇に分け、これに偽作の古文二十五篇を加えたものであったが、全篇にわたって偽作の孔安国の伝が付けられていた。そのためこれを偽孔伝といい、偽作である正文(本文)は『偽古文尚書』と称せられている。

三、公文書の基本原則からみた『尚書』の特性

(一) 公文書の基本原理

「先王之書」とは古の「史」である。これらは竹簡に書かれ「冊」という形態で保存された。「冊」は、「策」と同義であり、「冊命」・「冊書」とも称せられ竹簡に書かれた公文書を指すが、中には青銅器に冊命金文として刻文されたものもある。

このことから『尚書』とは、そもそも先王の王朝で受発給されていた「冊」すなわち公文書(檔案)であるとの前提に立っている。

私見によれば、中国古代における公文書は、受発給の面で概ね以下の四つに大別することができる。第一は、国家の頂点に立つ帝王の意思である上意を家臣や民衆に下命する「下達(下行)文書」、第二は帝王が犠牲などを供えて上帝に救済を求める祈祷文や家臣が国家の頂点である帝王に意見などを建議する上奏文などの「上申(上行)文書」、第三は、各諸侯がお互いに盟書を取り交わす「平行文書」である。

これに第四として「下達文書」と「上申文書」とを組み合わせたものに「回答請求文書」がある。「回答請求文書」は、甲が乙に回答を求める文書を発給し、乙はその回答を甲に返送するもので、王の下命(下達)を受けて臣下が回答を上奏する「下達—上申文書」と臣下の上奏

(上聞・上申)を受けて王が回答を与える「上申—下達文書」の二種がある。

韓愈は今文系『尚書』を評して、「周語殷盤、佶屈聱牙」(『進学解』)とその難解さを述べ、その原因として長句・短句の中に特殊な古語が錯雑していると述べている。実は、この特殊な古語こそ公文書に使用される成語や定型句にほかならない。

今文系『尚書』は処罰規定を伴う王の命令を臣下あるいは敵国の民衆に下達する下行文書を多く有している。これが今文系『尚書』の権威を高めているといっても過言ではない。具体的には湯王が夏の桀王を征伐する時に征討軍を通じて夏の民衆に下達した「湯誓」や武王が商の紂王を征伐する時に征討軍を通じて商の民衆に下達した「牧誓」などの諸篇を指す。これらは王の直接話法を四段階の定型句としており、第三番目の定型句で下命の内容を明らかにし、第四番目の定型句でこれに違反した場合は処罰するむねを明記している。

「祝」とは公文書たる「冊書」を音読することであるが、直接話法からなる王の上意を声を発して音読することこそ下達に権威を持たせる。言い換えれば、ここで使用される四つの定型句は上行文書である上奏文や平行文書である往復文書では使用されず、かつその配列順序も

踏襲されない。

このように公文書は、受発給に五つの方向性(上・下・平行・下上・上下)をもつ厳格な原理によって文言およびその配列順序が定まっている。このような文書規範を金文では「帥刑」(「景伯戒段」と称しているようであるが、これが公文書の基本原理となっており、筆者は先に古文書学の観点から「司馬遷和中国文書学」(小沢賢二・黄雪美『司馬遷與史記論文集』(五) 陝西人民出版社二〇〇二年十一月)という論考を発表し、伝世本『逸周書』および『史記』に見られる公文書の基本原理について中間報告を行った。

以下、公文書の基本原理に立脚して『尚書』を解析したのち、くだんの清華簡「尹至」および「保訓」ならびに「金縢」等の篇について検証をすすめる。

(二)『尚書』における誓文の書式

『尚書』は近世になって『書経』とも称せられ、経書として数えられる諸文献の中でも『詩経』とともに、最も早くに経書として定着した。だが、もともとの『尚書』は現存のものとは必ずしも同一とはいえず、現存のような今文系の文献となるまでには、複雑に曲折した来歴がある。

陳夢家は『尚書』を「誥命・誓禱・叙事」の三つに分類する。「誥命」とは平時の集會に「下命されるのに対して」、「誓禱」とは非常時に天之罰を念頭において発せられた册命である。陳はこの「誓禱」に王が大戦の前に征討軍に発する命令と王が旱魃などの折に上帝に降雨を願う祈禱文とがあるとする(注1)。

しかるに、『墨子』「明鬼下」に引用されている「禹誓」は禹の上意を臣下の六人に下命するとした下達文書(「下行文書」)である。その内容は甘における大戦に先立ち、禹が六人に対してともに「天の罰」を有扈氏に下すための戦闘を開始するよう命じたものであり、もしこの命令に従わなければ祖廟を辱めるとしている。もともと、この下命は王からの一方的な義務を述べたものであり、臣下六人からの返答は認められていない。

i a 「禹誓」

明鬼下：夏書禹誓曰：「大戦于甘，王乃命左右六人，下聽誓于中軍，曰：有扈氏威侮五行，怠棄三正，天用其命。有曰：日中。今予與有扈氏爭一日之命。且爾卿大夫庶人，予非爾田野葆士之欲也，予共行天之罰也。左不共于左，右不共于右，若不共命，御非爾馬之政，若不共命，是以「不」賞于祖，而僂于社。」(『墨子』「明鬼下」)

すなわち傍線部で示したとおり、当該史料は①文書の発給者、②文書の受給者、③命令（誥文・誓文）の種別④賞罰の規定を設けている。『尚書』が公文書であるとの前提に立てば、誓文は以下四つの定型句によって構成されていることがわかる。

ia ①〔禹曰〕（文書の発給者） ②王乃命左右六人（文書の受給者） ③下聽誓于中軍（命令の種別） ④若不共命，是以「不」賞于祖，而僇于社（賞罰の規定）。」

ところが、時代の推移とともに定型句に変化が見られる。すなわち伏生本の系統を引く現在の今文系『尚書』には、禹の誓文である「禹誓」ではなく、夏王啓の誓文になる「甘誓」として次のように採録されている。

ib 十三經注疏本『尚書』「甘誓」
王曰：「嗟！六事之人，予誓告汝。有扈氏威侮五行，怠棄三正。天用勦絕其命，今予惟恭行天之罰。左不攻于左，汝不恭命，右不攻于右，汝不恭命，御非其馬之正，汝不恭命。用命，賞于祖，弗用命，戮于社。予則孥戮汝。」

ここでは、文書受給者の直前に感嘆詞を新たに設けるとともに、結語の賞罰規定に新たな内容を付加している。

「①王曰（文書の発給者） ②嗟！六事之人（文書の受給者） ③予誓告汝（命令の種別） ④汝不恭命，用命，賞于祖，弗用命，戮于社。予則孥戮汝！（賞罰の規定）」

すなわち「王曰」の直後に感嘆詞の「嗟」を入れて、王の誓文を直接話法としたことと、違反行為に對してより具体的で厳しい処罰規定を附加したことによって誓文に強烈な印象を与えている。陳夢家は、誓文が四つの定型句によって構成されていることを認識していないが、結語の賞罰規定に附加された「予則孥戮汝！」の文言を戦国時代における秦法の特徴とし、この処罰規定は秦國の儒者によって附加されたものと考えている^{注20}。

『尚書』とは、そもそも先王の王朝で受発給されていた「冊」すなわち公文書（檔案）であるとの前提に立っているから、周王朝における下達文書は実際このような四つの定型句からなる公文書のスタイルが存在したと考えなければならず、それゆえに『尚書』は、このスタイルを忠実に踏襲したものと解せられる。したがって、「予則孥戮汝！」の文言が、陳が主張するよう

に秦国の儒者によって附加されたものかは定かではないが、少なくとも戦国時代において『尚書』における下達文書は四つの定型句という基本スタイルを維持しながら、この四つの定型句の内容が次第に潤色され、変質していったことは疑う余地がない。

今文系『尚書』には、以下提示する商(殷)の「湯誓」・周の「牧誓」・魯の「費誓」といった下達文書がある。歴代その主旨を承継しており、いずれも同じ四段階の定型句から構成されている。また伝世本『逸周書』「商誓」もこれに準じている。もつとも、「牧誓」および「費誓」の対象が軍をうけもつ王の臣下となっているのに対して、「湯誓」および「商誓」の対象は軍をうけもつ王の臣下ではなく、敵国の領民となっており、その内容も降伏命令となつている。

ii a 十三經注疏本『尚書』「湯誓」

王曰：「格！爾眾庶，悉聽朕言。非台小子，敢行稱亂，有夏多罪，天命殛之。今爾有眾，汝曰：我后不恤我眾，舍我穡事，而割正夏。」予惟聞汝眾言，夏氏有罪，予畏上帝，不敢不正。今汝其曰：夏罪其如台，夏王率遏眾力，率割夏邑，有眾率，怠弗協。曰：時日曷喪，予及汝皆亡。夏德若茲，今朕必往。爾尚輔予一人，致天

之罰，予其大賚汝。爾無不信，朕不食言。爾不從誓言，予則孥戮汝，罔有攸赦。」

ii b 『史記』「殷本紀」所引「湯誓」

湯曰：「格！女眾庶，※〔來，女〕悉聽朕言。匪台小子敢行舉亂，有夏多罪，予維聞女眾言，夏氏有罪。予畏上帝，不敢不正。今夏多罪，天命殛之。今女有眾，女曰：我君不恤我眾，捨我穡事而割政。女其曰：有罪，其柰何。夏王率止眾力，率奪夏國。眾有率怠不和，曰：是日何時喪？予與女皆亡！夏德若茲，今朕必往。爾尚及予一人致天之罰，予其大理女。女母不信，朕不食言。女不從誓言，予則罔戮女，無有攸赦。」以告令師，作湯誓。

※筆者註：〔來，女〕については、後世の人物による訓詁の誤入とする王先謙(『尚書孔伝參正』)などの指摘があり、そのため〔 〕で表示した。

iii 十三經注疏本『尚書』「牧誓」

王曰：「嗟！我友邦塚君御事，司徒、司鄧、司空、亞旅、師氏、千夫長、百夫長，及庸、蜀、羌、髳、微、盧、彭、濮人。稱爾戈，比爾干，立爾矛，予其誓。(王)曰：古人有言曰：牝雞無晨，牝雞之晨，惟家之索。今商王受惟婦言是用，昏棄厥肆祀弗答，昏棄厥遺王父母弟不迪，乃惟

四方之多罪逋逃，是崇是長，是信是使，是以為大夫卿士。俾暴虐於百姓，以奸宄於商邑。今予發惟恭行天之罰。今日之事，不愆於六步、七步，乃止齊焉。勅哉夫子！不愆於四伐、五伐、六伐、七伐，乃止齊焉。勅哉夫子！尚桓桓如虎，如貔，如熊，如罴，於商郊弗迓克奔，以役西土，勅哉夫子！爾所弗勅，其於爾躬有戮！」

iv 十三經注疏本『尚書』「費誓」

公曰：「嗟！人無嘩，聽命。徂茲淮夷、徐戎並興。善敕乃甲冑，敵乃干，無敢不吊！備乃弓矢，鍛乃戈矛，礪乃鋒刃，無敢不善！今惟淫捨牯牛馬，杜乃獲，斂乃口，無敢傷牯。牯之傷，汝則有常刑！馬牛其風，臣妾逋逃，勿敢越逐，祇復之，我商賚汝。乃越逐不復，汝則有常刑！無敢寇攘，逾垣牆，竊馬牛，誘臣妾，汝則有常刑！甲戌，

我惟征徐戎。峙乃糗糧，無敢不逮，汝則有大刑！魯人三郊三遂，峙乃楨干。甲戌，我惟築，無敢不供，汝則有無餘刑，非殺。魯人三郊三遂，峙乃芻蕘，無敢不多，汝則有大刑！」

v 佺世本『逸周書』「商誓」

王若曰告爾伊舊何父……王曰：「嗟！爾衆，予言若敢顧天命，予來致上帝之威命，明罰……王曰：……上帝曰必伐之。今予惟明告爾，予其往追口紂，（○中略）……曰……王曰……肆上帝命我小國曰革商國，肆予明命汝百姓，其斯弗用朕命，其斯爾冢邦君，商庶百姓，予則口劉滅之。」

- i b ①王曰 ②嗟！六事之人 ③予誓告汝 ④汝不恭命，予則孥戮汝！
- ii a ①王曰 ②格！爾眾庶 ③悉聽朕言 ④爾不從誓言，予則孥戮汝，罔有攸赦！
- ii b ①湯曰 ②格！女眾庶 ③悉聽朕言 ④女不從誓言，予則罔攸赦！
- iii ①王曰 ②嗟！我友邦塚君御事…… ③予其誓 ④爾所弗勅，其於爾躬有戮！
- iv ①公曰 ②嗟！人無嘩 ③聽命 ④無敢不多 ④汝則有大刑！
- v ①王曰 ②嗟！爾眾 ③予言若敢顧天命 ④其斯弗用朕命，予則口劉滅之！

ちなみに偽孔伝になる「泰誓」篇は以下のごとくであり、基本原理で収斂しても、

「①王曰：②嗟！我友邦塚君越我御事庶士，③明聽誓」となるだけである。本来ならば、これに続く定型句として処罰規定が記載されるところであるが、商王受（殷王紂）が上天を敬わず、下民に災いを降したと述べてしまっている。これは公文書の基本原則を解さずに『尚書』を贋作しようとしたからであつて、馬脚を現してしまつている。

偽孔伝本『尚書』「泰誓」

vi 王曰：「嗟！我友邦塚君越我御事庶士，明聽誓。惟天地萬物父母，惟人萬物之靈。但聰明，作元後，元後作民父母。今商王受，弗敬上天，降災下民。沈湎冒色，敢行暴虐，罪人以族，官人以世，惟宮室，台榭，陂池，侈服，以殘害於爾萬姓。焚炙忠良，剝剔孕婦。皇天震怒，命我文考，肅將天威，大勳未集。」

四、公文書の基本原則による清華簡「周書」の分析

(一)「尹至」の分析

留意すべきは、上述した「湯誓」における筆頭の文言

「格」である。これは清華簡『尚書』「尹至」においても以下のように使用されている。

惟尹自夏徂白（亳），逡至在湯。湯曰：各（格）！女，其又（有）吉志。尹曰：句（后）！我逡（來）越今昀（旬日）。余美其又（有）夏眾口吉，好其又（有）后厥志其倉，寵二玉，弗虞其又（有）眾。民沈曰：余及女偕亡。惟災虐德、暴（身童）、亡典。夏又（有）祥，在西在東，見章于天。其又（有）民率曰：惟我速禍。咸曰：曷今東祥不章？今其如台？湯曰：女告我夏隱，率若詩？尹曰：若詩。湯盟質返尹，茲乃柔大桀。湯往征弗附。摯度，摯德不僭。自西翦西邑，載其又（有）夏。夏料民，入于水，日戰。帝曰：一勿遺。（清華簡「尹至」）

「格」は単母音でありながら、これまで「来」という二重母音の動詞と同義に解釈されていた。だが、上掲のとおり「格」は複言「嗚呼」を単言で表現した発語の辞であり、感嘆詞として扱われていると考えなければならぬ。だから、「格」は王のみが発する感嘆詞であるとともに、以下に示すように『尚書』の「堯典」や「盤庚」においても、「汝某」などの人称代名詞を伴って、文書上において発語の辞となり、これに続く単文節の結語を

命令形とする。

ただし、ここでも同様に王の讓位や遷都にかかわる臣民への訓戒などいずれも非常時にのみ使用されており、かつその形式は王からの一方的な下命（下達文書）なのであって、臣下からの返答を認めない。

帝曰：「格！汝舜，詢事考言，乃言底可績，三載。汝陟帝位！」（「堯典」）

王若曰：「格！汝眾，予告汝訓汝，猷黜乃心，無傲從康！」（「盤庚」）

これに対して「咨！」という感嘆詞が王の言行に付された場合は、臣下からの返答が認められるのである。正確にいえば、「咨！」という感嘆詞が王の言行に付された場合、臣下は王に対して回答を上奏しなければならない。たとえば、「堯典」において堯が自らの帝位を四岳に譲ろうとして、帝曰：「咨！四岳。朕在位七十載，汝能庸命，巽朕位！」との要請を行ったが、四岳は、岳曰：「否德忝帝位！」として辞退している。

单刀直入にいえば、「咨！」および「吁！」は「虞夏書」（主に「堯典」と「皋陶謨」）に多く使用される感嘆詞であるが、この感嘆詞を用いた文書は、「下達文書」と「上

申文書」とを組み合わせた「回答請求文書」となる。上述したとおり、「回答請求文書」は、甲が乙に回答を求めた文書を発給し、乙はその回答を甲に返送するもので、王の下命（下達）を受けて臣下が回答を上奏（上申）する「下達—上申文書」と臣下の上申を受けて王が回答を与える「上申—下達文書」の二種がある。

いっぽう、「嗚呼！」は今本系『尚書』や伝世本『逸周書』において、常時非常時を問わず使用される感嘆詞であって、この感嘆詞を有する王の下命（下達文書）に対しては、臣下の返答が認められる。

「格」が「来」と同義とされたのは以下の文例があり、これを根拠に『爾雅』「釋言」は「格，来也」としたと解せられるが、ここでは禹を呼び寄せるための用法となっており、明らかに異なっていると考える。つまり、「来」という動詞を受けて禹が発した「都」が存在を示す語辞であることは「堯典」において帝曰：「疇（誰）咨！」を受けて、「歡兜」が歡兜曰：「都！」と返答したことから容易に推し量れる。

帝曰：「來！，禹，汝亦昌言。」禹拜曰：「都！帝，予何言。予思日孜孜。」（「皋陶謨」）

上述したとおり、「格」は王のみが発する感嘆詞であるとともに、この感嘆詞が付された王の下命になる下達文書は臣下からの返答を認めない。したがって、「来」は「格」には置き換えられないことになる。ただし、それでは議論が前に進まないので便宜上、「格」が「来」と同義であるとの解釈すると、「格」に対しては臣下が発する「都！」という謙譲の語辞が返答として想定されることになる。

「舉陶謨」の例文は表面的には舜と禹との対話形式となつてはいるが、そもそも文書として考えれば堯から禹に対しての下命（下達）があり、この下命を受けて禹が返答（上申）をした回答請求文書の中で「下達—上申文書」に属する。実は、これとスタイルが似ていると思われるのが、清華簡『尚書』「尹至」における以下の条である。

（湯）曰：「各（格）！女（汝）其又（有）吉志。」尹曰：「句（后）！我速（來）越今昀＝（旬日）。」

この条文に関しては、以下のとおり今文系『尚書』における公文書の原理とそぐわない箇所が四点ある。なぜ、このような結果が出たのかを今後多角的に検証する必要

がある。

（その1）当該文は平時の謀議であるのにもかかわらず、非常時の定型句である「格！汝」の表現を使用する。

（その2）湯の発言「格！汝」の下命（下達文書）を受けて、伊尹は「我来！」と返答していることから、作者は「格」と「来」と同義とみて使用している。この場合は、返答に「都！」という謙譲の語辞を使用しなければならぬが、この用法が認められない。つまり文の構造が「下達文書」ではなく、身分差のない「平行文書」の対話文となつている。

（その3）末文にある「帝曰一勿遺」の「帝曰」は「虞書」および「夏書」では用いるが、「商書」では「王曰」を用い、「帝曰」は用いられない。もし「帝曰」の第一人称が桀を指すのであれば、当該「尹至」は公文書の基本原理に著しく抵触し、公文書の体をなさない。

（その4）「格！汝」の後には「舜」や「胤」などを表す固有名詞や不特定名詞が伴い、それぞれ「汝舜」および「汝胤庶」もしくは「汝胤」となるが、この場合「汝」の後に「尹」の名がない。

No.	1	2	3
篇名 今本系『尚書』における会話文の構造	<p>堯典 1—3 曰：申命和叔宅朔方曰：帝曰咨！汝羲和暨和：帝曰疇咨！……放齊曰胤子朱啓明……帝曰吁！……帝曰疇咨！……歡兜曰都！……帝曰吁！……帝曰吁！……兪曰於！鯀哉！……帝曰吁！……帝曰吁！……帝曰往欽哉！……</p> <p>堯典 2—3 帝曰咨！四岳：巽朕位！岳曰否！……曰：師錫帝曰：帝曰愈！……岳曰：帝曰：試哉！……帝曰：欽哉！……帝曰格！汝舜！汝陟帝位！</p> <p>堯典 3—3 〔舜〕曰食哉！……舜曰咨！四岳：兪曰：帝曰愈！咨！禹：帝曰愈！……帝曰棄……帝曰契：帝曰皋陶：帝曰疇！……兪曰垂哉！……帝曰愈！……帝曰疇！禹曰益哉！……帝曰愈！咨！益！帝曰愈！……帝曰愈！……帝曰咨！四岳：兪曰伯夷：帝曰愈！……欽哉！……帝曰：……曰於！……帝曰咨！二十有二人……欽哉！</p>	<p>皋陶謨 1—3 曰若稽皋陶曰允！……禹曰愈！……皋陶曰都！……禹曰昌言曰愈！</p> <p>皋陶謨 2—3 皋陶曰都！……禹曰吁！……皋陶曰都！……禹曰何！……皋陶曰：吉哉！……皋陶曰：可！……禹曰愈！……皋陶曰：曰：贊贊襄哉。</p> <p>皋陶謨 3—3 帝曰來！禹：禹曰都！帝：皋陶曰吁！……禹曰：皋陶曰愈！……禹曰都！帝曰愈！禹曰：休！……帝曰吁！……禹曰愈！帝曰：禹曰愈哉！帝：惟明！……曰於！……帝庸作歌曰惟幾！……乃歌曰：喜哉！……皋陶拱手稽首颺言曰念哉！……乃廣載歌曰：……帝曰愈！往欽哉！</p>	禹貢
受発給方向	<p>下達—上申—下達止。</p> <p>下達—上申—下達止。</p> <p>下達—上申—下達止。</p>	<p>往復（平行）</p> <p>往復（平行）</p> <p>往復（平行）</p>	（非文書）

43	No.	28	27	26	25	24	23	22	21
商誓	篇名	秦誓	費誓	文侯之命	呂刑	顧命	立政 2—2	多方 1—2	君奭
<p>伝世本『逸周書』における会話文の構造 1—2</p> <p>王若曰告爾伊舊何父：王曰嗟！爾眾，予言若敢顧天命，予來致上帝之威命，明罰：王曰：上帝曰：王曰：王曰：即刑乃，敬之哉。庶聽朕言，罔胥告。</p>		<p>公曰嗟！我士聽，無譁，予誓告汝……以不能保我子孫，黎民亦殆哉！</p>	<p>公曰嗟！人無譁，聽命……無敢不多，汝則有大刑。</p>	<p>王若曰：王曰……</p>	<p>惟呂命，王享國百年耄：王曰：曰：王曰嗟……王曰嗚呼！</p> <p>：王曰吁來……告爾祥刑：王曰嗚呼！敬之哉！……王曰……</p>	<p>惟曰四月哉生魄，王不懌：王曰嗚呼……（日乙丑王崩：太史秉書……）御王册命曰：王再拜興答曰：上宗曰：寶禰奉兼幣曰</p> <p>：皆再拜稽首曰：王若曰</p>	<p>周公若曰：周公曰：拜手稽首后矣，曰：周公若曰……</p>	<p>惟五月丁亥：周公曰王若曰：王曰：王曰：王曰：又曰……</p> <p>：公曰：公曰：公曰……</p> <p>周公若曰：又曰：公曰：公曰：公曰：公曰：公曰</p>	<p>平行</p>
下達	受発給方向	下達	下達	下達	下達	下達—上申止。 上申—下達—上申—上申—上申—下達止。	下達—上申	下達—上申	平行

47	成開	周公旦曰嗚呼！……王拜曰允哉！……	上申——下達止。
27	大開武	周公旦曰嗚呼！……王拜曰允哉！……	上申——下達止。
30	鄆保	王召周公旦曰嗚呼！……周公曰：王曰嗚呼！……周公曰：	下達——上申
40	大聚	維武王：周公旦曰嗚呼！……如何？周公曰：武王再拜曰嗚呼！允哉！……	下達——上申——下達止。
50	大戒	王訪于周公旦曰嗚呼！……周公曰：王拜曰允哉！允哉！……	下達——上申——下達止。
31	寤傲	王告召告傲召周公旦曰嗚呼！……周公曰：王拜曰允哉！余聞曰：	下達——上申——下達止。
21	鄆保	王召周公旦曰嗚呼！……周公旦拜手稽首曰：	下達——上申
28	小開武	王召周公旦曰嗚呼！……周公旦拜手稽首曰：	下達——上申
29	宝典	王召周公旦曰嗚呼！……周公旦拜手稽首曰格！而言：	下達——上申
1	史記	王在成周，味爽召三公左史戎夫曰今夕朕寤：	下達
60	祭公	王若曰：祭公拜手稽首曰：王曰嗚呼！……王曰：王曰：祭公拜手稽首曰：公曰……公曰……	下達——上申
22	大開	維王二月既生魄，王在鄆，立于少庭，兆墓九開，開厥後人，八傲五戒。八傲：及為人盡不足，王拜傲我後人謀競，不可以藏，戒後人其用汝謀，維宿不悉日不足。」	下達
23	小開	維三十有五祀，王念曰多口，正月丙子拜望，食無時，汝開後嗣謀，曰嗚呼！于來後之人。……嗚呼！敬之哉！汝恭聞不命。……嗚呼！敬之哉！後之人！朕聞曰：……嗚呼！……〔後〕人謀競，不可以後戒後戒宿，不悉日不足。	下達
24	文傲	維文王告夢，懼後祀之無保，庚辰詔太子發曰汝敬之哉！……嗚呼！敬之哉！……嗚呼！敬之哉！……嗚呼！敬之哉！……無有時蓋，後戒後戒，謀念勿擇。	下達
44	度邑	王乃升汾之阜以望商邑，永歎曰：嗚呼！……王曰：曰安！予告汝，王曰嗚呼！且……王曰且……王曰且……王曰嗚呼！且……	下達

33	46	武穆	五權
		周公且曰嗚呼！…王拜曰允哉！…	曰若稽古曰…休哉！
		上申—下達止。	下達。

(二)「保訓」の分析

「尹至」と異なり、「保訓」に引用される成語……定型句——は今文系『尚書』および伝世本『逸周書』と一致を見るだけでなく、今文系『尚書』における公文書の原理にも見事適合している。

佳王辛 = (五十)年, 不豫, 王念日之多歴, 恐述(隨)

保訓。戊子, 己丑, 自演 = (饋水)味【一】「爽」□□□□

□□□□□□「王」若曰:「發, 朕疾適甚, 恐不女及【二】

訓。昔前人傳保, 必受之以詞。今朕疾允病, 恐弗念終,

女以箸(書)【三】受之。欽才(哉), 勿淫! 昔舜旧作父

= (小人), 親耕于歷, 茅恐(功)救(述)中。自詣(稽),

辛(厥)志【四】不諱(違)于庶万甯(姓)之多欲。辛

(厥)又施于上下遠執(迹), 迺易立(位)。執(迹)詣

(稽), 測【五】會瘍(陽陽)之勿(物), 咸川(順)不

逆。舜既得中(衆), 言不易實變名, 身茲備惟【六】允,

用作翼 = (翼翼)不解, 三降之德。帝堯嘉之, 用受厥緒。

於呼! 祗之【七】哉! 昔微段中于河, 以遐, 又 = 易 = (有

易, 有易) 怀(伏) 辛(厥) 臯。亡害, 迺追

(歸) 中于河。【八】微寺(志) 弗忘, 傳貽 至孫 = (子孫) 于成康(唐), 祗備(服) 不懈, 用受大命。於呼! 發, 敬哉! 【九】朕聞茲不旧(久), 命未有所延。今女祗備(服) 毋懈, 其有所悠矣, 不【十】及尔身, 受大命。敬哉! 勿淫。日不足, 佳宿不義(祥)! 【十一】

「保訓」は老齡となつた文王が太子發に対して下命した訓戒である。王から太子に宛てられた下達文書であるが、親子の間のやりとりであるため私文書の成語が含まれているのが特徴である。すなわち、訓戒の緒言は「王若曰」とするが、この後に感嘆詞に宛先人名を、王の訓言、そして結語に違反条件による不祥(災禍) 予告を付し、以下のように順序よく定型句が四段階に配列されている。

①「王」若曰: ②於呼! 發, ③今女祗服毋懈 ④不及尔身, 惟宿不祥!

ただし、次項で述べてあるが、「王若曰」とする定型句が設けられた場合には、この後にいくつかの「王曰」

No.	篇名	伝世本『逸周書』における会話文の構造 2-2	受発給方向
25	文傳	文王受命之九年時：召太子發曰嗚呼！……	下達
24	文傲	維文王告夢，懼後祀之無保，庚辰詔太子發曰「汝敬之哉！…… 嗚呼！敬之哉！……嗚呼！敬之哉！……嗚呼！敬之哉！無有時 蓋，後戒後戒，謀念勿擇。	下達
23	小開	維三十有五祀，王念曰多口，正月丙子拜望，食無時，汝開後 嗣謀，曰嗚呼！于來後之人。……嗚呼！敬之哉！汝恭聞不命。 ……嗚呼！敬之哉！後之人！……嗚呼！…… 〔後〕人謀競，不可以後戒後戒宿，不悉日不足。	下達
22	大開	維王二月既生魄，王在鄆，立于少庭，兆臺九開，開厥後人， 八傲五戒。八傲：及為人盡不足，王拜傲我後人謀競，不可以 藏，戒後人其用汝謀，維宿不悉日不足。」	下達

からなる文言が連なるので、「保訓」は不全の竹簡である可能性が高い。ここで使用される「王念：敬哉！……日不足」は文王が太子發の行く末を案じるための成句であり、これとほぼ一致する同じ定型句が伝世本『逸周書』「小開」第二十三および「大開」第二十二に存在する。

伝世本『逸周書』のうち、これまで文王が太子發に訓戒したと明確に判断できる篇は「文傲」第二十四と「文傳」第二十五のみであったが、「保訓」の出現によって、「文傳」・「文傲」・「小開」・「大開」の四篇すべてが文王

による太子發への訓戒であったことが判明したことになる。逆に、『逸周書』から推察すると、亡佚した部分には当該竹簡には見られない太子發の代名詞である「後人」の成語が存在していた可能性がある。

実は「保訓」および『逸周書』の当該四篇における成句および定型句は、河北省平山県の中山王墓から出土した戦国時代の「中山王鼎」(『文物』一九七九年一期)等の金文(隹十四年中山王作鼎于銘曰嗚呼！語不發哉！(○中略)呼念之哉！後人其庸之母忘邦邦：嗚呼！念之哉！

子子孫孫永定保之、毋替罕邦。)にもよく似た文例が見られる。

五、公文書の基本原理と人称代名詞の区別

(一) 人称代名詞「朕・余」、「乃・女」、「尔(爾)」、「我・吾」の区別について

陳夢家は、西周の金文では第一人称代名詞である「朕」と「余」について、前者が所有格(註3)、後者が主格(註2)と厳格に区別されているが、今文系『尚書』にはこの区別がなく、一部の例外を除き主格を示す「余」が「朕」に書き換えられていると指摘している。陳はこの理由として、『史記』「秦始皇本紀」始皇二十六年の条に「天子自称曰朕」の記事があることを挙げ、秦の始皇帝が天子は「朕」と自称すること、今文系『尚書』は影響を受けたと主張している(註3)。

筆者は陳の主張を概ね是とするものの、筆者はその背景として西周時代において使用された第一人称の所有格を示す用法は、戦国時代になって次第に用いられなくなっていくのではないかと考えている。そのため始皇帝以前においても秦王は「朕」を自称していたのだが、始皇帝が全国統一を契機にこれを正式に公布したものと解

釈する。

なぜならば、西周の金文では第二人称代名詞である「乃」と「女」に(註4)いても、前者が所有格(your)、後者が主格および目的格(註5)と厳格に区別されており、今文系『尚書』はこの区別を概ね踏襲しているものの、ここでは西周時代の金文には存在しない主格・所有格・目的格の三つを兼備する第二人称代名詞の「尔(爾)」が新たに附加されているからである。

これは、第一人称代名詞の「我」と「吾」の区別についても同様である。「我」と「吾」の区別については古来諸説あるが(註4)、『論語』では以下のとおり、「吾」を第一人称単数の主格・所有格・目的格でそれぞれ表現していることから、「吾」は主格・所有格・目的格を兼備する第二人称代名詞の「尔(爾)」に対応していることが判明する。

【主格】 子曰：「吾十有五而志于學。」(為政)

【所有格】 子曰：「回也，非助我者也，于吾言無所不説。」

(先進)

【目的格】 子曰：「吾不徒行以爲之擲，以吾從大夫之後，不可徒行也。」(先進)

いっぽう、「我」は「吾」との比較などから、以下のとおり第一人称複数の主格・所有格・目的格でそれぞれ表現していることが判明するが、すでに西周金文の「毛公鼎」等でも第一人称複数として、主格・所有格の用法が認められる。

【主格】 子貢曰：「我不_レ欲人之加諸我也，吾亦欲無加諸人。」（公冶長）

【所有格】 子曰：「子曰：三人行，必有我師焉」（述而）

【目的格】 子曰：「二三子以我為隱乎，吾無隱乎爾，吾無行而不與二三子者，是丘也。」（述而）

これに関して、『荀子』「脩身篇」は上掲の述而篇にある「三人行，必有我師焉」を逆説的に「非我而當者吾師也」と解釈していることから、戦国時代末においても複数形の「我」と単数形の「吾」との区別はできている。

これらのことから、公文書の基本原理に立脚すれば「我」を複数（主格・所有格・目的格を兼ねる）、「吾」を単数（主格・所有格・目的格を兼ねる）と考えるのが至当である。

ちなみに、『尚書』は周王朝における公文書（public archives）の型式を踏襲し、各篇は「王曰」を以て緒言とする先王の言行録である。これに対して『論語』は孔子

学団における準公文書（private archives）であり、各篇は「子曰」を以て緒言とする孔子の言行録となっている（注5）。言い換えれば、孔子学団は『尚書』に類似した公文書のスタイルになる『論語』をもって孔子を先王と同格に扱っている。とくに、「堯曰：「咨！爾舜：」」を書き出しとする篇尾の「堯曰」篇は明らかに『尚書』の文体を模倣している。

ただし、「堯曰」篇も偽孔伝本（『偽古文尚書』）と同様に公文書の基本原理を解していないため、『尚書』に見える成語や定型句を意味無く羅列しただけの体裁となっている。換言すれば、公文書の基本原理を解しえなかった孔子学団は本来の『尚書』に字句等を加したり改変することはできたとしても、『尚書』を創作するほどの能力は持ち得ていなかったということを示唆する。

これは浅野裕一氏が『孔子神話—宗教としての儒教の形成』（三二〇頁、一九九七年 岩波書店）の中で「先王・周公を排除して、孔子に儒教の教祖の地位を独占させることは、当初から儒教運動の最大の目標であり、一貫した悲願であった。」とする主張を強く裏づける結果となる。

さらに以上の点に留意して、今本系『尚書』および伝世本『逸周書』各篇における会話文の構造を相互に解析してみると、実は先王の代名詞および承諾表現に明確な

区別があることがわかる。

『尚書』は「先王」が発給する公文書ゆえに緒言は「王若曰」や「王曰」のスタイルをとる。もつとも、「虞夏書」の最高権力者は「先帝」であるから「堯典」における堯、「夏書」の「皋陶謨」における舜の発給公文書は「帝曰」のスタイルをとる。

このうち、「王若曰」の文言は今文系『尚書』や西周金文にも見られる成句である。「王若曰」の文義についても諸説あることは周知している⁵⁶⁾。ただし、公文書の基本原理からすれば、単に公文書において以下複数現れる「王曰」の筆頭であるとの文義しか持ち得ない。言い換えれば「若」とは「初」と同義であり、「王若曰」から始まる場合はこれに継続して以下いくつかの「王曰」が連なる複文の公文書があることを示す。今文系『尚書』の中の末文には稀に「王若曰」（「康誥」・「顧命」）や「周公若曰」（「立政」）を設けている場合があるが、単なる錯簡と考えたい。

(二) 清華簡『尚書』『金滕』の分析

「金滕」は今文『尚書』および清華簡ともに武王の病氣平癒を祈禱する公文書を中心にその前後の公文書も内包する複合文書からなる篇となっている。このうち、王

の病氣平癒に対する祈禱は非常時において亡き先王の靈験に対して「史（史官）」が祈禱文書に書写された「冊（文書）」を「祝（音読）」する。いわばこの種の祈禱文は、大旱において慈雨を乞う「祭禱」や大戦における「誓文」と同様の性格をもつと解せられ、両「金滕」の祈禱文はともに四段階の定型句から構成されている。

もつとも清華簡「金滕」が、六つの場面（ステージ）からなる公文書で編成されているのに対して、更に今本「金滕」は周公が亡き三人の先王に武王の平癒を上聞（所望）する場面と亀卜による亡き三人の先王から下命された場面からなる二つの公文書が附加される。これに関し、今本「金滕」に附加されている二つの公文書には定型句が認められず、公文書の基本原理にそぐわない。

清の袁枚などは今文『尚書』の他篇が政治の大道に関係したものであるのに、この篇だけが周公の行為に焦点を当てているのは不自然であるなどとして、今本の「金滕」を漢代の偽作と決めつけた経緯がある。

しかるに、清華簡八篇（「尹至」・「尹浩」・「程箝」・「保訓」・「耆夜」・「金滕」・「皇門」・「祭公」）のうち、西周の金文では所有格の第一人称である「朕」と主格の第一人称である「余（Ⅱ予）」について、清華簡「金滕」はこれを厳格に区別している。それに加えて清華簡「金滕」

は、筆者が主張する第一人称の複数形である「我」と第一人称の単数形である「吾」とを厳格に区別しているのである。ここで「吾」が一人称単数であるということは、周公が先王である王季（文王の父）の血統を引くということを意味する。

つまり、二公（太公および召公）が「我其爲王穆ト！」と述べて執行しようとした先王への亀卜に、周公がそれは部外者が行うべき資格はないとして、「未可以威吾先王」と主張して阻止し、自らが執行の責を負ったと述べている。これは「金滕」を解釈する上で重要なキーワードとなる（注）。また、今本『尚書』「金滕」は「本来は所有格であった『乃』と主格であった『女』とを混用しているのに対して、清華簡「金滕」は第二人称に主格・所有格・目的格の三つを兼備する『尔（爾）』のみを用いているのも特徴の一つである。言い換えれば、清華簡「金滕」は今本『尚書』の「金滕」とは異なる古い時代における『尚書』のスタイルを伝えている。

今本『尚書』「金滕」

……二公曰：「我其爲王穆ト！」，周公曰：「未可以威我先王」……乃元孫不若且多材多藝，不能事鬼神。乃命於帝庭，敷佑四方，用能定爾子孫於下地……王執書以

泣曰：「其勿穆ト！昔公勤勞王家，惟予冲人弗及知。今天動威以彰周公之德，惟朕小子其新逆，我國家禮亦宜之。」

清華簡「金滕」

……二公告周公曰：「我其爲王穆ト！」，周公曰：「未可以威吾先王」……尔元孫發也，遘害虐疾，尔母乃有備子之責在上，惟尔元孫發也，……王搏書以泣曰：「昔公勤勞王家，惟余冲人亦弗及知，今皇天動威，以彰公德，惟余冲人其親逆公。」

これに関して、清華簡の『逸周書』「祭公」では「朕之皇祖周文王」、また「皇門」では「朕冲人」の表現が見える。このことから清華簡の『逸周書』は、清華簡『尚書』の「金滕」と異なり、「朕」を「余（予）」と同様に主格として用いていることがわかる。ちなみに、「尹至」は一人称複数で用いるべき「我」を一人称単数として多用している。

以上の分析から、清華簡『尚書』の「金滕」は清華簡の『逸周書』よりも更に古い時代の公文書のスタイルを残していると考えられるのではないだろうか。あるいは、この違いが清華簡における『逸周書』と『尚書』との区別になるかもしれず、今後刊行される「康誥」・「顧命」・

「君爽」・「立政」・「說命」篇との比較の上に立って更に

究明していく必要がある。

篇名	朕の用例	余(Ⅱ予)の用例
尹至		余美(1例), 余及(1例)
尹浩	朕言(1例)	
程寤	朕聞(1例)	
保訓	朕疾(2例), 朕聞(1例)	
著夜		人服余不冑(1例)
金滕		余冲人(2例)
祭公	朕疾(3例), 朕身(1例), 朕魂(1例), 朕辟(1例), 朕之皇祖周文王(1例)	余小子(2例), 余一人(1例), 余惟(2例), 余畏(1例), 余多(1例)
皇門	朕寡邑小邦(1例), 朕位(1例), 朕冲人(1例), 朕遺父兄(1例), 朕蓋臣(1例)	余一人(1例), 余嘉(1例), 余獨(1例), 假余憲(1例), 輔余于險(1例), 憍余于濟(1例)

A 今文『尚書』「金滕」(筆者註) : は定型句ま

たは成語を示す。

既克商二年, 王有疾, 弗豫。【二公曰: 我其為王穆卜】(※平行文書往信)。
 【周公曰: 未可以戚我先王】(※平行文書返信)。
 【公乃自以為功, 為三壇同壇。為壇於南方, 北面, 周公立焉。植璧秉珪, 乃告太王、王季、文王】(※上申文書であるものの定型句なし)。
 【史乃冊祝曰: 惟爾元

孫某, 遯厲虐疾。若爾三王是有丕子之責於天, 以旦代某之身。予仁若考能, 多材多藝, 能事鬼神。乃元孫不若且多材多藝, 不能事鬼神。乃命於帝庭, 敷佑四方, 用能定爾子孫於下地。四方之民罔不祗畏。嗚呼! 無墜天之降寶命, 我先王亦永有依歸。今我即命於元龜, 爾之許我, 我其以璧與珪歸俟爾命, 爾不許我, 我乃屏璧與珪】(※上申文書)。
 【乃卜三龜, 一習吉。啟籥見書, 乃並是吉】(※上

申「下達文書。」。【公曰：體！王其罔害。予小子新命於三王，惟永終是圖，茲攸俟，能念予一人】（※下達文書）。公歸，乃納冊於金滕之匱中。王翼日乃嚮。

武王既喪，【管叔及其群弟乃流言於國曰：公將不利於孺子】（※平行文書往信）。【周公乃告二公曰：我之弗辟，我無以告我先王】（※平行文書返信）。周公居東二年，則罪人斯得。於後，公乃為詩以貽王，名之曰《鴟鴞》。王亦未敢誚公。秋，大熟，未獲，天大雷電以風，禾盡偃，大木斯拔，邦人大恐。王與大夫盡弁以啓金滕之書，乃得周公所自以為功代武王之說。【二公及王乃問諸史與百執事，對曰：信。噫！公命我勿敢言】（※下達—上申文書）。【王執書以泣曰：其勿穆卜！昔公勤勞王家，惟予沖人弗及知。今天動威以彰周公之德，惟朕小子其新逆，我國家禮亦宜之】（※下達文書止）。王出郊，天乃雨，反風，禾則盡起。二公命邦人凡大木所偃，盡起而築之。歲則大熟。

今文『尚書』「金滕」における公文書の受発給の流れ

第一場面：「二公」より「周公」あて往信。「周公」より

「二公」へ返信

第二場面：「周公」により亡き先代の「三王」へ上聞

第三場面：「周公」によって授權された「史官」より亡き

先代の「三王」へ上聞

第四場面：亡き先代の「三王」より「周公」によって授權された「史官」へ龜卜による下命（回答）

第五場面：「周公」より「諸史と百執事」あて下達（※宛名不記）

第六場面：「管叔およびその群弟」より「周公」あて往信。

「周公」より「管叔およびその群弟」へ返信

第七場面：「二公および王」より「諸史と百執事」あて下達（下問）を受けて、「諸史と百執事」より「二公および王」あて上聞（回答）。

第八場面：「王」より臣下あて下命。

B 清華簡「金滕」（筆者註：傍線部）は定型句または成語を示す。）

武王既克殷三年，王不豫有遲。【二公告周公曰：我其爲王穆卜！】（※平行文書往信）。【周公曰：未可以戚吾先王】

（※平行文書返信）。【周公乃爲三壇同墀，爲一壇於南方，

周公立焉，秉璧戴珪。史乃冊祝告先王曰：尔元孫發也，

遘害虐疾，尔毋乃有備子之責在上，惟尔元孫發也，不若

且也，是佞若巧能，多才多藝，能事鬼神。命于帝庭，敷

有四方，以奠尔子孫于下地。尔之許我，我則厭璧與珪。

尔不我許，我乃以璧與珪歸】（※上申文書）。【周公乃納

其所為功，自以代王之說，于金滕之匱，乃命執事人曰：

勿敢言」(※下達文書)。就後武王力，成王猶幼，在位，

【管叔及其群兄弟，乃流言于邦曰：公將不利于孺子】(※平行文書返信)。

【周公乃告二公曰：我之□□□□無以復見於先王】(※平行文書返信)。周公宅東三年，禍人乃斯得，於後，周公乃遺王詩曰《鴟鴞》，王亦未逆公。是歲也，

秋大熱，未獲。天疾風以雷，禾斯偃，大木斯拔。邦人□□□□弁，大夫綴，以拜啓金縢之匱。王得周公之所自以爲功，以代武王之說。【王問執事人，曰：信。噫！公命，

我勿敢言】(※下達—上申文書)。

【王搏書以泣曰：昔公勤勞王家，惟余沖人亦弗及知，今皇天動威，以彰公德，惟余沖人其親逆公，我邦家禮亦宜之】(※下達文書止)。

王乃出逆公至鄙，是夕，天反風，禾斯起，凡大木之所拔，二公命邦人盡復築之。歲大有年，則大獲。「二四 周武王有疾，周公所自以代王之志」

清華簡『尚書』「金縢」における公文書の受発給の流れ

第一場面：「二公」より「周公」あて返信。「周公」より

「二公」へ返信

第二場面：「周公」によつて授權された「史官」より亡き

先代の「三王」へ上聞

第三場面：「周公」より「史官」へ下命(黙秘義務の命令)

第四場面：「管叔およびその群弟」より「周公」あて返信。

「周公」より「管叔およびその群弟」へ返信

第五場面：「王」より「執事」あて下達(下問)を受けて、

「執事」より「王」あて上聞(回答)。

第六場面：「王」より臣下あて下命。

六、まとめ

筆者は本稿で公文書の基本原理から『尚書』の形式的な特性を繙いた上で、清華簡の文体に関して、定型句および人称代名詞などによる多角的な分析を行った。この方法でさらに今後刊行される「康誥」・「顧命」・「君奭」・「立政」・「說命」篇を究明すれば、李学勤の考える清華簡に対する個々の典籍の分類がどの程度妥当性をもつかが判明するであろう。

本稿を成すにあたって、浅野裕一氏より多大の助言を頂戴した。ここに深甚の謝意を申し上げる次第である。

注

(1) 陳夢家『尚書通論』「第四部 尚書補述」「四、論尚書体例」

三四八—三四四頁。(二〇〇〇年 河北教育出版社)

(2) 陳夢家 前掲書「第二部 尚書專論」第二考、堯典爲秦官本尚書考」一六二〜一六三頁。

(3) 陳夢家 前掲書「第二考、堯典爲秦官本尚書考」一六三頁。

(4) 白川靜『字通』(一九九六年)では「吾は所有格の用法、我は主格・目的格に用いることが多い」とある一方、貝塚茂樹・藤野岩友・小野忍らの『角川漢和辞典』(一九五九年)では、概ねその反対の説明がある。また、簡野道明『字源』(一九三三年)は「己に就きて言ふには吾といひ、人に因りて言ふには我といふ。」とあり、藤堂明保・竹田晃・松本昭らの『漢字源』(一九八八年)では「古くは、吾はおもに主格と所有格に用い、我は目的格に用いた。」とする。だが、先行研究における主張はいずれも具体的用例をもって示しておらず、その根拠が明かでない。ちなみに、「我」は古くは甲骨文にて第一人称複数、「乃」は第二人称所有格を示している。徐中舒主編『甲骨文字典』(一三八〇頁・五〇一頁。一九八八年 四川辞書出版社)

(5) 小沢賢二「近世文書体系論試案(三)」(二〇〇四年三月 群馬県立文書館研究紀要『双文』第二十一号、二七〜七二頁)所収。

(6) 有名なものに、「王は此の如く言つた」と解釈する于省吾『中国語文』一九六六年第二期所収「王若曰積義」があ

る。陳夢家は命辭の前に「若曰」を冠するものとし、「若」を「如」と解釈する(『考古学報』一九五六年第一期所収「西周銅器断代(三)」)。また董作賓は「若曰」を書面上の表現とし、「曰」を口語上の表現と区別する(『大陸雜誌』一九五二年第五卷第九期所収「毛公鼎積文注釈」二九九〜三〇五頁)。これに対して、加藤常賢は「若」をシャーマンであると述べているが、理解し難い。(『真古文尚書』所収「王若曰攷」四五七〜四八〇頁。一九六四年 明治書院)。(7) 当該「金縢」篇に関連することであるが、中国新聞評論社の二〇〇九年一月二一日電(北京)は、陝西省考古研究院副研究員である種建榮の発言として、二〇〇八年九月から一二月にかけて陝西省岐山県の周公廟址から新たに出土した西周甲骨文に、「王季」および「文王」ならびに「周公」の文字等が刻まれた卜辭が存在していることを紹介している。